

○小牧市青年の家運営委員会設置に関する条例

昭和39年3月28日

条例第21号

(目的)

第1条 小牧市青年の家の管理運営の適正及び円滑化を図るため、本市に小牧市青年の家運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、7人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 小牧市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、小牧市教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。